

神戸市告示第 202 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき，特定有害物質によって汚染されている区域を，次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和元年 5 月 10 日

神戸市長 久 元 喜 造

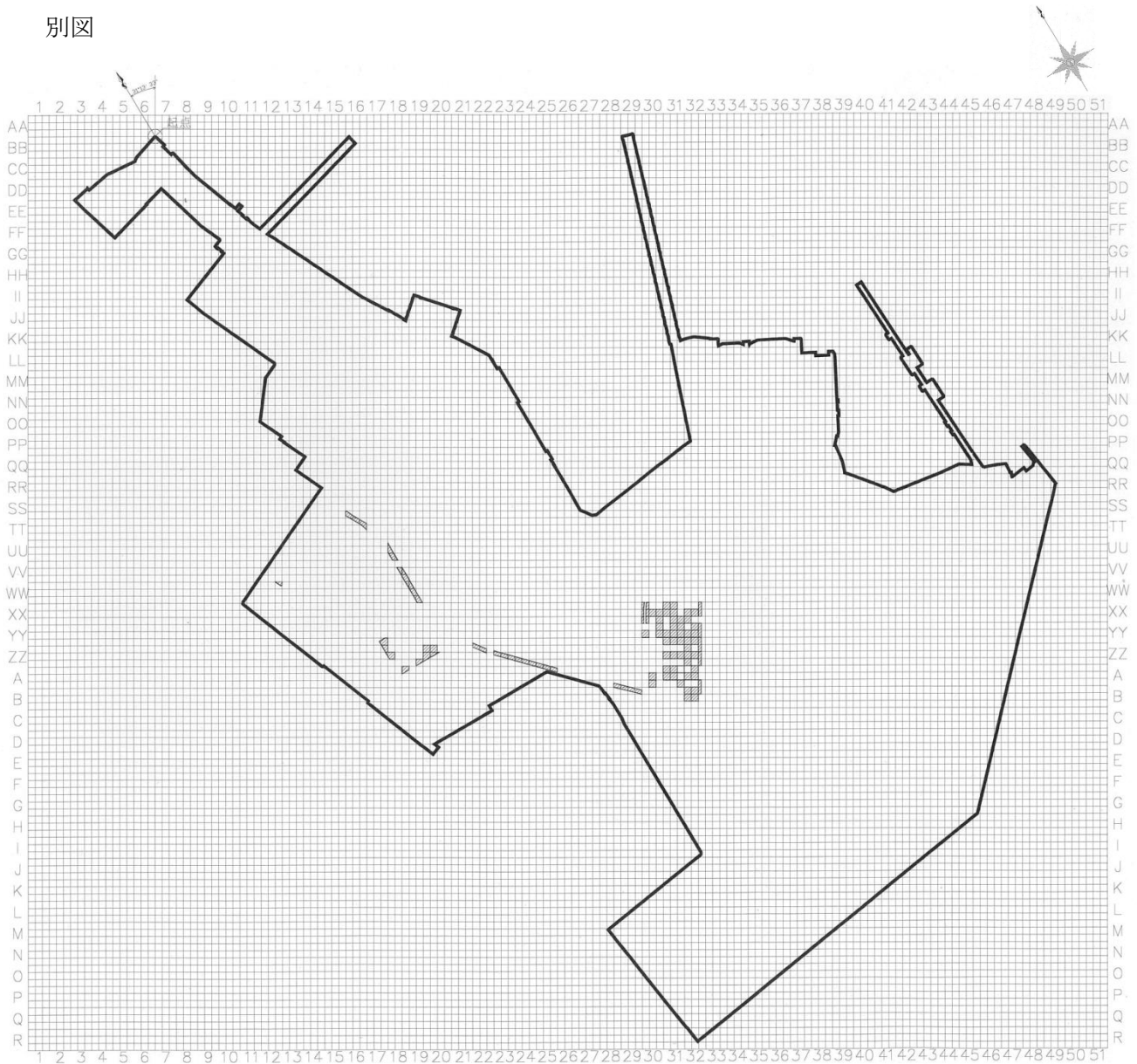
1 指定する区域

兵庫区和田崎町 1 丁目 9 番の一部，10 番の一部，11 番の一部，24 番の一部，50 番の一部，51 番の一部，52 番の一部，62 番の一部，87 番の一部，92 番の一部，95 番の一部
（別図のとおり）

2 特定有害物質の名称

水銀及びその化合物，鉛及びその化合物，砒素及びその化合物，ふっ素及びその化合物

別図



< 起点 >
起点は，神戸市兵庫区今出在家町 1 丁目 1 番 4 の最北端とする。
< 格子の回転角度 >
31° 13′ 33″
起点を通り，東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を，起点を支点として座標北から時計回りに回転させて角度を示す。

< 凡例 >
○ : 起点
— : 敷地境界線
▨ : 形質変更時要届出区域